六十　日本年金機構
六十一　漁船保険中央会
六十二　日本商工会議所
六十三　全国土地改良事業団体連合会
六十四　全国中小企業団体中央会
六十五　全国商工会連合会
六十六　高圧ガス保安協会
六十七　消防団員等公務災害補償等共済基金
六十八　漁業共済組合連合会
六十九　軽自動車検査協会
七十　小型船舶検査機構
七十一　自動車安全運転センター
七十二　危険物保安技術協会
七十三　関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
七十四　日本電信電話株式会社
七十五　北海道旅客鉄道株式会社
七十六　四国旅客鉄道株式会社
七十七　九州旅客鉄道株式会社
七十八　日本貨物鉄道株式会社
七十九　東日本電信電話株式会社
八十　西日本電信電話株式会社
八十一　原子力発電環境整備機構
八十二　東京地下鉄株式会社
八十三　中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
八十四　成田国際空港株式会社
八十五　東日本高速道路株式会社
八十六　首都高速道路株式会社
八十七　中日本高速道路株式会社
八十八　西日本高速道路株式会社
八十九　阪神高速道路株式会社
九十　本州四国連絡高速道路株式会社
九十一　日本アルコール産業株式会社
九十二　株式会社日本政策金融公庫
九十三　株式会社商工組合中央金庫
九十四　株式会社日本政策投資銀行
九十五　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
九十六　原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
九十七　株式会社国際協力銀行
九十八　新関西国際空港株式会社
九十九　株式会社農林漁業成長産業化支援機構
百　株式会社民間資金等活用事業推進機構
百一　株式会社海外需要開拓支援機構
百二　地方公共団体情報システム機構
百三　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
百四　広域的運営推進機関
百五　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第四十三条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「掲げる」の下に「一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち」を加え、「給与は、一般職の職員の給与に関する法律」を「ものは、同法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　国の職員に係る法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。

一　国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条の規定に基づく寒冷地手当

二　国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第十六条第一項の規定に基づく国際平和協力手当

第四十三条の二中「費用として法第百十三条第三項第一号」を「法第百十三条第四項第一号」に、「のうち同項」を「として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四項」に、「毎年度」を「警察共済組合の毎事業年度」に、「金額」を「額」に、「当該組合」を「警察共済組合」に改める。

第四十四条中「費用として法第百十三条第三項第二号」を「法第百十三条第四項第二号」に、「のうち同項」を「として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四項」に、「毎年度」を「警察共済組合の毎事業年度」に、「金額」を「額」に、「当該組合」を「警察共済組合」に、「標準給与」を「標準報酬等合計額」に、「算定するものとする」を「得た額とする」に改める。

第四十四条中「費用として法第百十三条第三項第二号」を「法第百十三条第四項第二号」に、「のうち同項」を「として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四項」に、「毎年度」を「警察共済組合の毎事業年度」に、「金額」を「額」に、「当該組合」を「警察共済組合」に、「標準給与」を「標準報酬等合計額」に、「算定するものとする」を「得た額とする」に改める。

第四十四条の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（国が負担すべき組合の事務に要する費用の額）

**第四十四条の二**　国の職員に係る法第百十三条第五項に規定する費用として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、国が国家公務員共済組合法第九十九条第五項の規定により負担する金額の算定方法の例により算定した額とする。

第四十四条の三の前に見出しとして「（組合員が国の組合の組合員となつた場合の取扱い）」を付し、同条を次のように改める。

**第四十四条の三**　組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）は、総務大臣が財務大臣と協議して定める期限までに、厚生年金保険給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者に支払うこととなるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額並びに退職等年金給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者の当該国の組合の組合員となつた日における給付算定基礎額（法第七十七条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。第四十五条第三項において同じ。）となるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額を、法第百四十三条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した金額として、国家公務員共済組合連合会に移換するものとする。